

## 4号 認定申請

(中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく認定)

**対象** 自然災害等の突発的事由(噴火、地震、台風等)により経営の安定に支障を生じている中小企業の方

### 認定要件

次の各項目に該当すること。

- 1 経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- 2 経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高または販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

### 認定を受ける効果

- 1 信用保証協会の「経営安定関連保証」の申請が可能になります。

有担保保証	2億円
無担保保証	8,000万円

- 2 責任共有制度の対象外となります。  
(保証協会が100%保証)

**\* 決算申告書一式(原本またはコピー)の提示及び①～⑤のコピーを提出してください。**

- ① 確定申告書表紙(税務署受付印があるもの)
- ② 損益計算書
- ③ 貸借対照表
- ④ 法人事業概況説明書(両面)(ある場合のみ)
- ⑤ 電子申告の場合「メール詳細」

### 必要書類

No.	法人	個人
1	A 申請書-----1枚(所定の様式) B 売上高一覧-----1枚(所定の様式)	
2	商業登記履歴事項全部証明書のコピー ※原本を提示のこと(発行日から3か月以内)	
3	決算申告書	確定申告書(原本及びコピー) ※税務署受付印(電子申告の場合「メール詳細」)があるもの
4	売上高を確認できる書類 ① 最近1か月分の企業全体の売上げ明細がわかるもの ② ①に対する前年同月とその後2か月間の月ごとの売上げ明細がわかるもの (例) R3年4月に申請する場合 ○R3年3月の1か月分及び ○R2年3月～R2年5月の3か月分の月次の試算表又は売上台帳のコピー等	
5	許認可等を必要とする業種の場合 許可・認可・免許・登録等を証明する書類のコピー。	
6	従業員数の確認できる書類 資本金が製造業等で3億円、卸売業で1億円、小売業・サービス業で5千万円を超える場合は、「労働保険・増加概算・確定保険料申告書」、「法人事業概況説明書」のコピー等。	

**認定書の発行** 申請書を受理してから認定書を発行するまでに数日かかります。

**問い合わせ先** 目黒区産業経済・消費生活課 経済・融資係 TEL 5722-9879(直通)